

資料3-1 幕別町防災行政無線施設条例

○幕別町防災行政無線施設条例

(平成17年 9月26日 条例第75号)

改正

平成27年12月11日 条例第36号

令和2年12月10日 条例第35号

(設置)

第1条 災害その他緊急時における通報及び広報活動を迅速かつ正確に行い、町民の生命と財産の保全を図るとともに、住民福祉の向上に資するため、幕別町防災行政無線施設（以下「防災行政無線」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 防災行政無線の設置場所は、次のとおりとする。

区分		設置場所
送信施設	親局	幕別町役場
	遠隔制御局	幕別町役場忠類総合支所
受信施設	屋外拡声子局	町内において町長が必要と認める場所
	戸別受信機	町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等（以下「機関等」という。）

(業務)

第3条 防災行政無線の業務は、次に掲げる内容の放送を行うものとする。

- (1) 非常災害その他緊急事項の通知及び連絡に関すること。
- (2) 地域住民の生命、財産の保護に関すること。
- (3) 町政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。
- (4) その他町長が特に必要と認める事項に関すること。

(業務区域)

第4条 防災行政無線の業務を行う区域（以下「業務区域」という。）は、幕別町全域とする。

(戸別受信機の貸与等)

第5条 町長は、業務区域に属する世帯及び必要と認める機関等に戸別受信機を無償で貸与する。

この場合において、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号で定める聴覚障害2級に該当する者のみで構成する世帯に対しては、文字表示盤を併せて貸与することができる。

- 2 戸別受信機の貸与は、1世帯又は1機関等につき1台を限度とする。ただし、機関等のうち規則で定める施設において、複数の設置が必要と町長が認める場合はこの限りでない。
- 3 町長は、戸別受信機を貸与する際に必要と認めた場合は、無償で屋外アンテナを貸与及び設置するものとする。ただし、屋外アンテナを設置した後の移設、配線の変更等に要する費用に

については、戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

- 4 町長は、借受者から戸別受信機が返還された場合においては、併せて屋外アンテナの撤去を無償で行う。ただし、撤去に伴う建物の原状回復に要する費用は、原則として借受者が負担するものとする。

（転貸等の禁止）

- 第6条** 借受者は、戸別受信機（文字表示盤及び屋外アンテナを含む。以下同じ。）を転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供してはならない。

（使用の取消し等）

- 第7条** 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は貸与の承認を取り消すことができる。

- （1） この条例に違反したとき。
- （2） 戸別受信機を故意に損傷したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

（損害賠償）

- 第8条** 借受者は、その責に帰すべき事由により戸別受信機を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

（委任）

- 第9条** この条例で定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年2月6日から施行する。
（忠類村の編入に伴う経過措置）
- 2 忠類村の編入の日前に、忠類村農村情報、防災行政無線の設置に関する条例（昭和61年忠類村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年12月11日条例第36号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月10日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例による防災行政無線の設置及び戸別受信機の貸与等に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

資料3-2 幕別町防災行政無線施設条例施行規則

○幕別町防災行政無線施設条例施行規則

(平成18年1月16日 規則第70号)

改正

平成28年3月9日規則第16号

令和3年1月29日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町防災行政無線施設条例(平成17年条例第75号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送中断の通報)

第2条 町は防災行政無線の故障、その他の事情により条例第3条の放送ができない場合は、速やかにその理由、期間その他必要と認められる事項を住民に通報するものとする。

(放送の種別)

第3条 防災行政無線の放送の種別は、一般放送、緊急放送及び時報とする。

(放送日)

第4条 防災行政無線の放送は、原則として毎日行うものとする。

(放送の時間)

第5条 防災行政無線の放送は、次の時間に行う。

(1) 一般放送は、必要に応じ、午前8時、午後0時30分及び午後8時の定時に行うものとする。

(2) 緊急放送は、緊急な情報を周知する場合に随時行うものとする。

(3) 時報は、毎日、正午に放送するものとする。

(戸別受信機の貸与)

第6条 戸別受信機の貸与を受けようとする世帯の世帯主(機関・団体等にあつては、代表者)は、戸別受信機無償貸与申請書(世帯用)(様式第1号)又は戸別受信機無償貸与申請書(機関・団体等用)(様式第2号)(以下「申請書」という。)を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された申請書について、承認することとした場合は戸別受信機を貸与し、承認しないこととした場合は、戸別受信機無償貸与不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 条例第5条第1項の業務区域に属する世帯において、同一敷地内に2以上の家屋があり、当該家屋に当該世帯の構成員が居住していると認められる場合は、それぞれを一の世帯とみなすものとする。

4 条例第5条第2項の規則で定める施設は、別に定める、防災関係機関、防災協定締結機関及び要配慮者利用施設とする。

(借受者の義務)

第7条 条例第5条第3項で定める借受者(以下「借受者」という。)は、戸別受信機の消費する電気料金及び非常用電源電池の交換に関する費用を負担しなければならない。

2 借受者は、戸別受信機に故障が生じた場合、損傷し又は滅失した場合は、速やかに町長に届

け出なければならない。

- 3 世帯主の異動、機関・団体等の名称変更等により借受者が変更となる場合は、その変更後に新たに借受者となる者が、戸別受信機借受者変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（戸別受信機の返還）

- 第8条** 借受者は、条例第4条に規定する業務区域内に住所を有しなくなったとき若しくは所在しなくなったとき又は戸別受信機を必要としなくなったときは、速やかに戸別受信機返還届（様式第5号）を付して戸別受信機を町長に返還しなければならない。

（戸別受信機の管理）

- 第9条** 町長は、戸別受信機管理台帳（様式第6号）を作成し、保管するものとする。

（委任）

- 第10条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年2月6日から施行する。
（忠類村の編入に伴う経過措置）
- 2 忠類村の編入の日前に、忠類村農村情報、防災行政無線施設貸付規則（昭和61年忠類村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月9日規則第16号）

この規則は、平成28年3月9日から施行する。

附 則（令和3年1月29日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則による戸別受信機の貸与及び維持管理に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

資料3-3 幕別町防災行政無線(移動系)の概要

名 称	防災行政無線
免許年月日	陸上移動局 R 3. 2. 24~R 7. 5. 31 屋外拡声局 R 3. 3. 8~R 7. 5. 31 固定局・基地局 R 3. 2. 24~R 4. 11. 30
目 的	公共業務用
使用周波数	デジタル 259.2125MH z 268.15625MH z 268.16875H z 268.2125MH z 364.75MH z 407.31875MH z 407.34375MH z
無線局数	固定局 4局(幕別町役場、豊岡、札内、忠類) 基地局 3局(豊岡、札内、忠類) 非常用基地局(過般型) 1局 屋外拡声局(晩成地域) 1局 携帯型無線装置 18局 戸別受信機 幕別町全域に配布
業務区域	幕別町全域